

道路工事標準仕様

建設部道路維持課

道路工事に使用する工作物等の仕様は、J I S規格又は群馬県土木工事の規格を標準とします。

1 舗装（路盤を含むもの）

舗装構成は、表層A s（13）5cm＋上層路盤M（30－0）10cm＋下層路盤R c（40－0）15cmを標準とし、現況の舗装構成と同等以上とします。

官民境界は工作物等（側溝・地先境界ブロック等）で縁切りをするものとし、道路内の工作物等の天端は舗装の天端に合わせるものとします。

路面排水は、道路内に溜まらないよう、かつ民地に流れないように勾配をつけて流すものとし、必要に応じて排水施設を設置するものとします。

2 埋め戻し・盛土

路盤以下の埋め戻し・盛土は、原則R c（40－0）とし、1層あたり20cm以下毎に機械転圧とします。国土交通省通達「発生土利用基準について」に準じたものであれば、発生土の使用を可とします。

3 新規の道路

新規の道路形状は、交通安全上できる限り曲がりを少なくし、袋路状道路の場合は1箇所、通り抜け道路の場合は2箇所までの必要最小限と認められる箇所数であれば直角に曲がることを可とします。

4 道路後退用地（市へ帰属・寄附するもの）

道路後退用地を設けることにより、道路後退用地の終点部と既存道路との接続部で幅員に段差ができる場合は、道路後退用地の終点部に安全施設（ポールコーン）を設置するものとします。

道路後退用地側の既存道路の側溝は、道路後退位置に移設するものとします。

5 縦断側溝

耐荷重はT－14以上とし、GPU3型を標準とします。天端は舗装の天端に合わせ、敷は下流の側溝等の敷に合わせるものとします。グレーチングは10mに1箇所設置するものとします。

現況側溝が開渠で車両の乗入れのために一部分の側溝を改修する場合は、転落防止のため、安全施設（ハイストップ）を設置するものとします。

6 横断側溝

耐荷重はT-25とし、群馬県型管渠型側溝（横断暗渠部）を標準とします。舗装の被り厚は4cm以上とし、両端に集水柵を設置するものとします。

7 集水柵

耐荷重はT-25とし、B500×L500を標準とします。底版厚は15cm以上とし、敷は下流の側溝等の敷に合わせるものとします。グレーチングはボルト固定式のものとし、取付金具は原則不可とします。

8 道路擁壁

安全施設（ガードレール・フェンス等）を設置するものとし、荷重、土圧、曲げ応力、衝突荷重等を考慮して設計したものとします。